

ク 消費税引き上げ分の地方消費税交付金（社会保障財源化分）が充てられる

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

令和4年度

【歳入】 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 353,108 千円

【歳出】 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 4,586,604 千円

社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

(単位:千円)

事業名		決算額	財源内訳				
			特定財源			一般財源	
			国県 支出金	市債	その他	地方消費税交付金 (社会保障財源化分)	その他
社会福祉	社会福祉事業	324,416	202,108	0	342	16,243	105,723
	障害者福祉事業	765,650	542,347	0	1,987	29,485	191,831
	高齢者福祉事業	313,339	681	0	14,963	39,654	258,041
	児童福祉事業	1,420,861	706,571	0	62,985	86,688	564,617
	小計	2,824,266	1,451,707	0	80,277	172,070	1,120,212
社会保険	国民健康保険事業	242,580	124,834	0	0	15,678	102,068
	介護保険事業	453,399	27,465	0	0	56,709	369,225
	後期高齢者医療事業	97,832	61,047	0	0	4,908	31,877
	小計	793,811	213,346	0	0	77,295	503,170
保健衛生	保健衛生事業	712,090	70	35,000	14,988	88,171	573,861
	予防事業	205,862	128,920	0	921	10,134	65,887
	母子保健事業	20,412	8,390	0	16	1,589	10,417
	健康増進事業	30,163	1,093	0	121	3,849	25,100
	小計	968,527	138,473	35,000	16,046	103,743	675,265
合計		4,586,604	1,803,526	35,000	96,323	353,108	2,298,647

○引上げ分の地方消費税収は「消費税法第1条第2項に規定する経費(社会保障4経費)その他社会保障施策に要する経費」にあてられるものです。

○社会保障施策に要する経費とは、制度として確立された年金・医療及び介護の社会保障給付並びに、少子化に対処するための施策に要する経費です。

○充当については、事務職員の人件費(サービス提供に直接従事しない職員分)等は除いています。